

(公印省略)
伊監第119号
令和4年11月18日
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

都市交通部	道路室	道路建設課、道路保全課、土地調査課
教育委員会事務局 教育総務部	—	教育政策課、職員課、施設課
教育委員会事務局 学校教育部	—	学校指導課、総合教育センター

3 措置を講じた部局

都市交通部	道路室	土地調査課
教育委員会事務局 教育総務部	—	職員課
教育委員会事務局 学校教育部	—	学校指導課、総合教育センター

4 監査の期間

令和4年(2022年)8月23日～令和4年(2022年)10月24日

5 監査結果提出日

令和4年(2022年)11月8日

6 措置の内容

別紙令和4年(2022年)11月11日付け伊交道士第614号、令和4年(2022年)11月14日付け伊教委教職第2499号、令和4年(2022年)11月10日付け伊教委学指第2480号、伊教委学総セ第1221号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 交 道 土 第 614 号
令 和 4 年 11 月 11 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

都市交通部 道路室 道路建設課、道路保全課、土地調査課

2 措置を講じた部局

都市交通部 道路室 土地調査課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)8 月 23 日～令和 4 年(2022 年)10 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

都市交通部 道路室 土地調査課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 収入事務について (1) 督促状の発送について 地方自治法第 231 条の 3 第 1 項では、分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨が、伊丹市債権の管理に関する条例第 7 条では、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、当該履行期限から 20 日以内に 10 日以内の履行期限を指定して、その者に対し督促状により督促しなければならない旨が定められています。 履行期限が既に到来している境界明示申請手数料及び訴訟費用徴収金（過年度分）について確認したところ、督促状が発送されていませんでした。 地方自治法等にのっとり、適切に事務を行ってください。	境界明示申請手数料について、令和 4 年 10 月 25 日に納入を確認しました。 訴訟費用徴収金（過年度分）について、法定相続人と継続して協議を行っており、令和 4 年 11 月 30 日に納入予定となっております。 歳入に関する事務について、今後、適切に行ってまいります。

(公 印 省 略)
伊教委教職第 2499 号
令和 4 年 11 月 14 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

教育総務部 教育政策課、職員課、施設課

2 措置を講じた部局

教育総務部 職員課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)8 月 23 日～令和 4 年(2022 年)10 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

教育総務部 職員課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 組織管理について (1) 過重労働について 令和3年度の年間超過勤務時間について調査したところ、年間360時間を超える職員が6名いました。また、令和4年4月から7月までの超過勤務時間について調査したところ、1カ月45時間を超える職員が5名（延べ11件）いました。 一般職員の超過勤務命令の上限時間については、労働基準法の趣旨を踏まえ、伊丹市職員の勤務時間に関する規則第6条の3の規定において、原則として年間360時間及び1カ月45時間とする旨が定められていますが、職員課の勤務実態は、上限時間を大幅に超えている状況です。 職員の心身の健康を確保するため、超過勤務時間を縮減する方策を講じてください。	これまで事務分掌の見直しや業務改善等を図り、超過勤務の縮減に取り組んでまいりました。また、週休日や祝日の勤務は振替を前提とするなど、過重労働が発生しないよう職員の意識醸成に努めているところです。 今後、より効率的な業務運営ができる組織体制の整備について検討してまいります。
2 支出事務について (1) 日当の支給誤りについて 旅費の日当については、市職員等の旅費に関する条例第7条及び市職員等の旅費に関する条例施行規則第4条に基づき、用務先の距離区分に応じて同条例別表に規定される額が支給されます。 令和4年4月から7月までの旅行（出張）命令書を確認したところ、日当が支給されていないものが1件ありました。 再度確認の上、精算処理を行ってください。	ご指摘のとおり日当の申請に不備がありましたので、精算処理を行いました。

(公 印 省 略)
伊教委学指第 2480 号
令和 4 年 11 月 10 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

学校教育部 学校指導課、総合教育センター

2 措置を講じた部局

学校教育部 学校指導課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)8 月 23 日～令和 4 年(2022 年)10 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

学校教育部 学校指導課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 支出事務について (1) 会計年度任用職員の報酬支給について 学校指導課は、スクール・ソーシャル・ワーカーに従事するパートタイム会計年度任用職員に対して、勤務実績表に記載された勤務時間に時間額を乗じて報酬を支給しています。 令和4年4月から7月までの報酬支給事務について確認したところ、勤務時間の集計誤りが5件あり、精算が必要でした。これは、勤務時間を分単位で集計するところ、勤務実績表の様式が時間単位に端数処理する様式となっていたこと、また、勤務実績表に休憩時間が記載されていなかったことが要因です。 また、超過勤務手当の支給漏れが2件あり、精算が必要でした。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条第2項及び条例施行規則第8条第2項によると、正規の勤務時間以外の勤務のうち、7時間30分を超えるものについては、超過勤務手当を支給する旨が規定されています。 精算を行うとともに、勤務実績表の様式を早急に改善し、適正に報酬支給事務を行ってください。	勤務実績表の様式につきましては、新しい様式を作成し、分単位での集計、休憩時間の記載、超過勤務について確認できるよう改善いたしました。 精算処理につきましては、12月10日の支払いをもって完了する予定です。

(公 印 省 略)
伊教委学総セ第 1221 号
令和 4 年 11 月 11 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

学校教育部 学校指導課、総合教育センター

2 措置を講じた部局

学校教育部 総合教育センター

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)8 月 23 日～令和 4 年(2022 年)10 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

学校教育部 総合教育センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 組織管理について (1) 年次有給休暇の年間取得日数について 令和 3 年度の年次有給休暇の年間取得日数（取得単位 1 日又は半日）を調査したところ、職員 9 名中 8 名の取得日数が 5 日未満でした。 有給休暇の取得については、平成 31 年 4 月 1 日付け伊教委教職第 4 号教育総務部長通知により、年間 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される管理職員を含む全職員を対象として、年間 5 日以上 of 年次有給休暇の確実な取得が求められています。 働き方改革の趣旨にのっとり、職員が年次有給休暇を確実に取得できるよう、教育委員会事務局において措置を講じてください。 (2) 過重労働について 一般職員の超過勤務命令の上限時間については、労働基準法の趣旨を踏まえ、伊丹市職員の勤務時間に関する規則第 6 条の 3 の規定において、原則として年間 360 時間及び 1 カ月 45 時間とする旨が定められています。なお、任命権者が他律的業務の比重が高い部署として指定するものに勤務する職員については、原則として年間 720 時間、1 カ月 100 時間未満及び 1 カ月 45 時間を超える月数が 6 カ月とする旨等が定められています。 総合教育センターは、令和 3 年度は他律的業務の比重が高い部署として指定され、令和 4 年度は指定されていません。 令和 3 年度の年間超過勤務時間について調査したところ、年間 720 時間を超える職員が 1 名、	職員が心身の健康を保ち、能率的な業務運営に資するよう、業務遂行体制の工夫や見直しを図り、年間を通じて年次有給休暇を確実に取得できるよう改善してまいります。 新たな事業の導入により、他律的な業務が発生しておりますが、今後は、業務遂行体制の工夫や見直しを図り、超過勤務の削減ができるよう改善してまいります。

監査結果に対する措置について

学校教育部 総合教育センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 カ月 100 時間以上の職員が 1 名（延べ 1 件）、1 カ月 45 時間を超える月数が 6 カ月を超える職員が 4 名等、すべての上限時間の要件に違反していました。さらに、令和 4 年 4 月から 7 月までの超過勤務時間について調査したところ、1 カ月 45 時間を超える職員が 5 名（延べ 7 件）いました。 教育委員会事務局において、総合教育センター職員の心身の健康を確保できるよう、超過勤務時間を縮減する方策を講じてください。 2 支出事務について (1) 会計年度任用職員の超過勤務手当の支給について 会計年度任用職員の令和 4 年 4 月から 7 月分の報酬支給について確認したところ、3 件の精算が必要でした。 これは、正規の勤務時間が割り振られた日以外の勤務については、135/100 の超過勤務手当を支給するところ、100/100 の手当のみを支給したことによるものです。 精算処理を行うとともに、今後は適正な事務処理を行ってください。	職員課に超過勤務手当の精算処理を依頼し、令和 4 年 9 月 22 日(木)に支給が完了しております。会計年度職員の勤務条件等の確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。